

③. 設置場所の例

店舗設備		大型冷凍庫、ショーケースなどには警報装置をお取り付けください。	
業種および施設場所	主な電路(使用機器など)	対 地 電 圧	
		150V以下	150V超過
1 喫茶店、スナック、バー、キャバレーなどの飲食店	調理場などへの機器電路(冷蔵庫、豆ひき器、皿洗、レンジなど)	○	□
2 レストラン、食堂など	調理場などへの機器電路(冷蔵庫、豆ひき器、自動販売機など)	○	□
3 肉屋、パン屋など	肉切機、スライサー、冷蔵庫、自動販売機などへの電路	○	□
4 牛乳屋、水屋など	冷凍庫、冷蔵庫、アイスボックス、氷けずり器などへの電路	○	□
5 水菓製造、製氷所	ポンプ、冷凍ケース、製氷加工機などへの電路	□	□
6 魚屋、八百屋など	ショーケース、冷蔵庫など水気のある場所への電路	□	□
7 豆腐、コンニャク製造業など	冷蔵庫、ショーケース、加工機および釜場への電路	□	□
8 そば、うどん屋などの飲食店	釜場、調理場への電路(バーナー、皿洗など)	○	□
9 理髪店、美容院など	簡易な洗髪箇所で使用使用する機器電路	△	□
10 クリーニング店の洗濯場など	洗濯場(室)で使用する機器電路(ポンプ、脱水機)	□	□
11 写真製版現像所など	常時水気のある作業場などへの機器電路	□	□
12 金魚、熱帯魚店	鑑賞用水槽などに使用する機器電路(ポンプ、ヒーター、ろ過装置)	○	□
13 風呂屋、温泉など	釜場、採湯室などに施設する機器電路(ポンプ、ろ過装置)	□	□
14 ガソリンスタンドなどの洗車場	洗車場(室)で使用する機器電路(ポンプ、ワッシャー、乾燥機)	□	□
15 金属板張り、ガラス張りなどの建物屋側	屋外、雨線外に取り付ける看板灯などへの電路	□	□
16 屋外で使用する機器類用コンセント(床屋・バーなど)	広告塔、看板灯などを使用する目的で設置するコンセント電路	□	□
17 アーケード照明設備	対地電圧、150V以下の白熱電灯および300V以下の放電灯への電路	□	□
18 ルームエアコン(単3 100V/200V)	住宅以外で道路に面して施設される機器電路	□	—
19 ルームエアコン(三相200Vウインド型・床置型)	住宅以外の屋内に施設する電路	—	○
20 ルームエアコン(三相200V・ウインド型)	住宅以外に施設する機器電路で屋側雨線外、屋外に施設する場合(屋内100V回路を除く)	□	□
レジャー教育設備		対 地 電 圧	
業種および施設場所	主な電路(使用機器など)	150V以下	150V超過
		150V以下	150V超過
1 海浜施設	シャワー室などで使用する機器電路	□	□
2 “	砂浜などに施設する自動販売機など	□	□
3 アイススケート場など	構内で使用するポンプなどへの電路	△	□
4 臨時架空電飾	架空電飾への電路(対地電圧150V以下、施設4カ月未満)	□	□
5 給食センター、学校、寮などの給食場	釜場、調理場等水蒸気の充満する場所の機器電路	△	□
6 プール用水中照明(含む噴水施設)	電技第247条第1項第6号に定める電路	□	□
7 プール、公衆浴場の循環用ろ過ポンプ、給排水ポンプ	ろ過ポンプ、給排水ポンプの電路	□	□
8 プールサイドの照明設備	照明設備の電路	□	□
9 沼、池、プール、用水などおよびその周辺	沼、池、用水などで使用する電路および水の飛散する周辺の電路	□	□
農業用設備		対 地 電 圧	
業種および施設場所	主な電路(使用機器など)	150V以下	150V超過
		150V以下	150V超過
1 酪農、養豚場	人畜の立入る湿気のある場所への機器電路	□	□
2 養魚場など	養魚池などで使用する機器電路(ポンプ、防水装置、ろ過装置)	□	□
3 電気温床	電技第244条、第3項第2号※および第4項第3号に定める電路	□	□
4 水田、池	かんがい用ポンプ	□	□

□については今回の改訂により取り付けなければならない所です。

□：お取り付けください。
○：水気のある場所の場合、お取り付けください。
△：お取り付けをお勧めします。
※57.7.15内線規程による。

一般住宅

業種および施設場所	主な電路(使用機器など)	対 地 電 圧	
		150V以下	150V超過
1 ルームエアコン(単3 100V/200V)	住宅構内の屋外、屋側に施設する機器電路	□	□
2 ルームエアコン(三相200V・ウインド型)	住宅内に施設する機器電路(消費電力2kw以上)	—	□
3 ルームエアコン(三相200V・分離型)	住宅内に施設する機器電路(合計消費電力が2kw以上の場合)	—	□
4 住宅の浴室洗場など	洗場で使用する洗濯機への電路	□	—
5 住宅の浴室内など	浴室内の換気扇(コンセントを含む)および洋式浴室内のコンセントから使用する機器	□ (15mA)	—
6 深夜電力機器	水気のある場所および浴用に使用する場合の機器電路(温水器など)	□	□
7 フロアヒーティングなど	電技第243条第1項第9号に定める電路	□	□
8 池用ポンプ	池の循環ろ過ポンプ	□	□
9 屋外のコンセント回路	日曜大工機器、水銀灯などを使う屋外のコンセント	□	□

工場・ビル設備

トリップしたまま、長時間放置できない回路には、警報装置をお取り付けください。

業種および施設場所	主な電路(使用機器など)	対 地 電 圧	
		150V以下	150V超過
1 酒、醤油のじょう造場および貯蔵場	作業場の水蒸気が充満する場所に施設する機器電路	△	□
2 海、水産物などの加工場	攪拌機、加工機など水気のある場所に施設する機器電路	□	□
3 コーラ、サイダー、ラムネなど飲料水製造場	作業場など水気のある場所に施設する機器電路	□	□
4 洗張り業、染色工場など	常時水気のある作業場などへの機器電路	□	□
5 バイプ工場など	“	□	□
6 メッキ工場など	“	□	□
7 和、洋菓子製造	釜場への電路(攪拌機、もちつき機など)	△	□
8 住宅以外の場所の屋内の白熱電灯	工場、商店などに施設する対地電圧150V以上の白熱電灯など	—	△
9 火薬庫内	電技第210第2項※に定める電路	□	—
10 土間、コンクリート製床上に施設する機器	直接設置された機器の電路	△	○
11 各種工場	移動用の機材労働安全衛生規則第333条に定める電路	△	□

仮設設備

業種および施設場所	主な電路(使用機器など)	対 地 電 圧	
		150V以下	150V超過
1 建設現場	水気のある場所で使用使用する水中ポンプなど	□	□
2 “	湿気の多い場所(洞通内、土中など)で使用する機器電路	△	□
3 “	雨露にさらされる場所で使用する機器電路	□	□
4 “	上記以外の場所で使用する機器電路	△	△
5 臨時施設	ケーブル配線による、臨時施設の電路	□	□
6 臨時架空電飾	屋台、縁日などのお店	□	□

漏電しや断器

トリップ時の停電警報装置の取り付けが義務付けされています。(内規151-5)